

## 平成23年度 新たな組織体制と人事配置について（発表）

明るい未来のやまなしづくりに向けて、今後取り組むべき重点施策を着実に推進していくとともに、簡素で効率的な県民にわかりやすい組織とするために体制を整備する。

また、経済・雇用対策をはじめ、産業経済の活性化、安全・安心な県民生活の確保、環境の保全、教育文化の振興など、重点的に取り組むべき施策・事業を推進するため、適材を適所に配置する人事異動を行うとともに、本庁課長級については、行政の継続性を重視する観点から、所属在席2年を基本とした人事配置を行う。

### 1 主な組織改正

#### 1) リニア交通局の設置

リニア中央新幹線の早期開業実現とリニアを活用した県土づくり、衰退している公共交通の再生に本格的に取り組むため、「リニア推進課」及び「交通政策課」からなる「リニア交通局」を設置し、リニア関連業務と総合的な交通政策の推進を図る。

#### 2) 商工労働部の機能強化と名称変更、産業立地室の廃止

経済のグローバル化や新興国の急成長、少子高齢化による内需の停滞など、我が国の産業経済を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県産業界においても大胆な変革が求められている。

こうした中で、県としても県内企業の経営革新等の新たな取り組みに対する支援を強化する必要があることから、今回の組織再編にあたり、商工労働部の機能強化を図るとともに、部の名称を「産業労働部」に変更する。

また、今まで以上に組織としての一体感を高め、企業誘致等についても部全体として取り組んでいく体制とするため、産業立地室を廃止し、産業立地室の下に置かれている課を産業労働部の直轄とした。

### 3) 海外展開・成長分野推進室の設置

県内中小企業の海外におけるビジネスチャンスの拡大を支援するとともに、今後の成長が期待できる分野への進出を促進するため、産業労働部内に「海外展開・成長分野推進室」を設置する。

### 4) 産業政策課、産業集積推進課への課名変更

産業振興ビジョンに基づく中小企業支援や産業振興施策に関する総合調整を所管する商工企画課を産業政策課に、企業誘致とともに県内への産業の集積を推進する役割を担う産業立地推進課を産業集積推進課にそれぞれ名称変更する。

### 5) 国民文化祭課の設置

平成25年1月から本県で通年開催される国民文化祭について、オープニングイベントなど県主催事業の推進と市町村主催事業の促進、さらにPR・誘客活動等広報活動の展開を図るため、準備室から3担当（「総務企画・広報担当」、「県事業担当」、「市町村事業担当」）による課に昇格させ、推進体制を強化する。

### 6) 東日本大震災支援対策室の設置

東日本大震災に係る関係機関との連絡調整や被災者の受け入れ、支援に係る情報提供等を一元的に行うため、知事政策局内に「東日本大

震災支援対策室」を設置し、被災者への支援体制を強化する。

(平成23年3月24日設置)

#### 7) こころの発達総合支援センターの設置

虐待により、こころに不安を抱える児童や、発達障害の特性により、日常生活に支障を来している成人に対する診療及び支援等を行うため、福祉プラザ内に「こころの発達総合支援センター」を設置する。

#### 8) 中部横断自動車道推進事務所への名称変更

中部横断自動車道の用地取得は約9割が終了し、今後、本体工事に関連する残土処理場やアクセス道路の工事発注が急務となるため、「用地事務所」から「推進事務所」に名称変更し、新たに「工務課」を設置する。

#### 9) 峡南建設事務所(身延駐在)の強化

峡南建設事務所管内の南部地域(早川町、南部町、旧身延町分)については、これまで道路、河川砂防の建設を本所が、維持管理を身延町に駐在する身延管理課が所管してきたが、県民にわかりにくく、災害時の初動対応の遅れも懸念されるため、身延駐在に「身延道路課」、「身延河川砂防管理課」を設置し、建設から維持管理までを一元的に所管することにより、体制の強化を図る。

## 2 人事配置の主な特徴

### 1) 現場主義の一層の徹底

現場での経験を本庁業務に生かし、本庁で立案した政策は現場で検証するといった現場主義に基づき、本庁における管理部門と現場部門との交流はもとより、直接県民と接する「現場部門」である出先機関と本庁との交流を積極的に進め、県民の視点に立った執行体制の強化を図る。

#### ① 部長級、部次長級職員の本庁と出先機関との交流配置

出先機関の所長の本庁部長、次長等への配置や、本庁次長級職員の出先所長等への配置など、本庁と出先機関との間で幹部職員の積極的な交流配置を行う。

<交流配置の例>

- ・ 東京事務所長→産業労働部長
- ・ 出先所長等→森林環境部技監、知事政策局次長、総務部次長
- ・ 部次長→中北地域県民センター所長、県民生活センター所長

#### ② 所属長級、出先次長級職員等の本庁と出先機関との交流拡大

- 県税の徴収確保対策を一層進めるため、県税事務所の徴収部長へは引き続き経験豊かな本庁課長（税務課長）から配置し、県民の安全・安心な暮らしを支える保健福祉事務所や地域県民センターの所長、消防学校校長へも本庁課長（企画課長、農政総務課長、営繕課長など）から配置するなど、本庁から出先機関への配置を積極的に進める。
- 現場部門での経験を本庁業務に生かすため、県立病院機構に派遣していた職員（北病院事務局長）を東日本大震災支援対策室長

に、富士・東部建設事務所吉田支所次長を総務部企画調整主幹に登用するなど、出先機関などから本庁への配置を引き続き進める。

また、財政や人事など、本庁における管理部門の業務に精通した職員を産業技術短期大学校や中北保健福祉事務所峡北支所の次長に登用するなど、現場主義に基づく交流配置をより積極的に推進する。

<その他の交流配置の例>

- ・本庁課長等→峡南、富士・東部の各地域県民センター所長、中北、峡東の各保健福祉事務所長など
- ・出先所長等→衛生薬務課長、畜産課長、工事検査課長など
- ・出先次長等→企画調整主幹、部付主幹など

### ③ 市町村や民間との人事交流の推進

市町村現場や異なる組織風土での職務経験を通じ、幅広い視野や柔軟な思考力を身につけた職員を養成するため、市町村や民間との人事交流を引き続き積極的に推進する。

また、市町村での現場経験を本庁業務に生かすため、副市長経験者を総務部理事（地域振興）や出納局次長に、市建設部長経験者を下水道課長に登用する。

<交流・派遣者数（H22→H23）>

- ・市町村：16名→13名  
甲府市、富士吉田市など10市町（H22は12市町）  
※副市長等には別に5名（H22は6名）派遣

## 2) 女性の積極的登用と職域の拡大

交通政策課長や企画調整主幹、私学文書課や長寿社会課など重要課の総括課長補佐への登用など、引き続き女性職員の管理職への登

用を進める。

また、県政史上はじめて財政課長へ女性を配置するなど、これまで女性があまり就いてこなかったポストへも引き続き積極的に配置し、女性の職域拡大を図る。

<女性管理職の数の変化（H22→H23）>

【事務】 <計17名→21名>

部次長 1→1      課長級 7→6      出先次長級 0→2

総括課長補佐級 3→5      学校事務長 4→7

財務審査幹 2→0

※ 担当課長補佐 15→11

【技術（医師・看護師、教員を除く）】 <計16名→13名>

課長級 4→3      本庁監・出先次長級 9→7

出先幹級 3→3

<都道府県で財政課長に女性を配置している例>

・佐賀県（財務課長 林俊子）

### 3) 特命理事や専門監等の設置及び知事補佐官の廃止

#### ① 特命理事等の配置

- 本県観光の一層の振興を図るため、観光部に理事を新たに設置し、やまなし観光推進機構へ派遣する。
- 本県の産業振興や県産品の販路拡大に向け、首都圏における情報発信機能を強化するため、東京事務所に広報官を新たに設置する。

#### ② 新たな専門監等の設置

- 危機事案に備え自衛隊や防災関係機関との連携を深めるため、総務部に防災対策専門監を新たに設置し、豊富な経験や

技術をもつ自衛隊幹部経験者を登用する（平成23年4月3日付け採用）。また、防災への安全運航管理の強化を図るため、運航管理監（消防防災課）を設置する。

- 戦略的に取り組むべき施策・事業を推進するため、世界遺産推進監、首都圏広報推進監、産業労働部付主幹（やまなし産業支援機構派遣）、観光部付主幹（やまなし観光推進機構派遣）などの専門監等を設置する。
- 米倉山太陽光発電所建設事業等の円滑な推進を図るため、企業局に企業理事を新たに設置し、豊富な経験を有する現企業局長を再任用により登用する。

<防災対策専門監>

- 山下 憲美（やました のりよし） 55歳
- 元 陸上自衛隊 幹部学校 戦術第3教官室長（一等陸佐）
- 主な経歴
  - ・ H6年4月～ 陸上幕僚監部調査部災害情報担当として阪神淡路大震災に対応
  - ・ H15年8月～ 北部方面隊総監部施設課長として十勝沖地震・台風による被害に対応
  - ・ H18年4月～ 高田駐屯地司令として中越沖地震による被害に対応
  - ・ H20年8月～ 第2施設団副団長として宮城県角田市山林火災（124ヘクタール）に対応

### ③ 知事補佐官の廃止

小児救急医療体制や渋滞対策関連道路の整備など、国中地域と郡内地域の格差是正に向けた様々な取り組みを4年間にわたり重ねる中で、富士・東部地域との連絡調整については十分な体制が整ったため、知事直轄の知事補佐官（富士・東部地域担当）を廃止する。